

著作権利用許諾手続きのご相談は
東京都行政書士会中央支部
著作権実務研究会

ちょっと待って!

その曲、
ちゃんと

許諾

とってます??

コーラスや合奏、ダンスや演劇、イベントのBGMなど、普段のサークル活動の中で利用する曲一つ一つに「著作権」があります。無断で利用すれば「著作権法違反」となる可能性も・・・



こんな場合は特にご注意ください

- ◎練習用の楽譜やCDをコピーして使う
- ◎自主演奏会のDVDを友達に配る
- ◎コンクールの動画をインターネットで配信する
- ◎編曲して大勢の人に聞かせる
- ◎結婚式場で演奏する
 - ◎外国の曲を演奏する
 - ◎指揮者を招いて演奏会をする
- etc.

著作権に関する無料相談実施中

お問い合わせフォームよりお気軽に
お問い合わせください。
著作権実務研究会ホームページ 
<http://copyright-chuo.tokyo/>



作品に
愛とリスペクトを

著作権利用許諾手続きのご相談は
東京都行政書士会中央支部
著作権実務研究会